

## 小田原市教育委員会定例会会議録

- 1 日時 平成24年2月21日(火)午後7時05分～午後8時55分  
場所 小田原市役所 601会議室

### 2 出席した教育委員の氏名

- 1番委員 山田浩子 (教育委員長職務代理者)  
2番委員 前田輝男 (教育長)  
3番委員 萩原美由紀  
4番委員 和田重宏 (教育委員長)  
5番委員 山口潤

### 3 説明等のため出席した教育委員会職員の氏名

- |                         |        |
|-------------------------|--------|
| 教育部長                    | 三廻部 洋子 |
| 文化部長                    | 諸星 正美  |
| 教育部副部長・教育総務課長事務取扱       | 佐藤 富朗  |
| 文化部副部長                  | 奥津 晋太郎 |
| 子ども青少年部副部長・青少年課長事務取扱    | 篠原 祐子  |
| 保健給食課長                  | 柳川 美恵子 |
| 教育指導課長                  | 西村 泰和  |
| 教職員担当課長                 | 長澤 貴   |
| 指導・相談担当課長・指導係長兼相談係長事務取扱 | 栗畑 寿一朗 |
| 文化財課長                   | 加藤 裕文  |
| 図書館長                    | 鈴木 健   |
| 文化芸術担当課長                | 古矢 智子  |
| 教育指導課指導主事               | 鈴木 一彦  |
| 教育総務課施設係長               | 下川 和典  |

(事務局)

- 教育総務課副課長・総務係長事務取扱 阿部 祐之

#### 4 議事日程

日程第1 議案第2号 学校2学期制について (教育指導課)

日程第2 議案第3号 小田原市指定史跡名勝天然記念物の指定解除について  
(文化財課)

日程第3 報告第1号 事務の臨時代理の報告(3月補正予算)について  
(教育総務課・文化財課)

日程第4 報告第2号 事務の臨時代理の報告(平成24年度当初予算)について  
(教育部・文化部・子ども青少年部)

日程第5 報告第3号 事務の臨時代理の報告(小田原市図書館条例の一部を改正  
する条例)について (図書館)

#### 5 協議事項

(1) 三の丸小学校プール用水の流出事故への対応について (教育総務課)

#### 6 報告事項

(1) 史跡小田原城跡三の丸外郭新堀土塁(旧アジアセンター)の暫定整備について  
(文化財課)

(2) 早川石丁場群の暫定整備について (文化財課)

(3) 小田原文学館南門の復旧について (図書館)

#### 7 その他

(1) 小田原市文化振興ビジョン(案)に対する市民意見の募集について (文化政策課)

(2) 神奈川県西部地域若者サポートステーション事業について (青少年課)

#### 8 議事等の概要

(1) 委員長開会宣言

(2) 会議録署名委員の決定…萩原委員、山口委員に決定

和田委員長…今後の定例会会議録については、定例会開催時点では非公開であったものについても、時間が経過するなどして、非公開事由が消滅したものについては、公開することとしたいと思いたいますがいかがでしょうか。

(異議なし)

和田委員長…御異議もないようですので、1月定例会以降の会議録については、そのような取扱いをしたいと思いたいます。

(異議なし・全員賛成)

(3) 日程第1 議案第2号 学校2学期制について (教育指導課)

提案理由説明…教育長、教育指導課長

前田教育長…それでは、議案第2号「学校2学期制について」を御説明申し上げます。

これは、今後の学期制の方向性について、議決を求めるものでございます。

細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

教育指導課長…それでは、私から、議案第2号「学校2学期制について」を御説明いたします。議案第2号を御覧ください。

学校2学期制につきましては、既に12月、1月の定例会におきまして御協議いただいております。本日は、これまでの協議を踏まえまして、教育委員会としての方向性を決定していただきたいと考えております。議案といたしましては、「学校2学期制検討委員会の報告書を踏まえ、今後も学校2学期制を継続することとし、今まで積み重ねてきた2学期制の良さを十分生かし、よりよい2学期制を実施していく。」ということで提案させていただきます。

前回の御協議におきまして、学校2学期制の実施のねらいに対する具体的な検証の必要性などについて御意見をいただきましたので、本日は、それに関わる資料を準備させていただきました。資料にそって御説明いたします。まず、学校2学期制実施のねらいにつきましては、「学校2学期制の実施をきっかけに学校教育の見直しと充実に向けた取組を行うことを通し

て、子どもたちの学校生活の充実と確かな学力の向上を目指す。これにより、学校の活性化や教職員の意識改革も図る。」としてまいりました。

これまでの2学期制に向けた具体的な取組と成果でございますが、学校生活の充実に向けた取組といたしましては、学校行事の実施時期や開催方法、ねらいなどの見直しや、長期休業前の教育相談の充実、7月、12月の時期の有効活用について、見直しを行ってまいりました。教育相談の充実につきましては、別紙参考資料のグラフ1と2となりますが、学校2学期制を実施した平成18年度のアンケート調査との比較から、教育相談などで学習や生活の様子を知らせることや、夏季休業中のサマースクールなどの取組に対して、肯定的な割合がかなり増加しております。

また、学力の向上に向けた取組として、授業時数の確保は、3学期制を実施していたころの授業時数を基準として、新指導要領対応に向けて、小学校30.6校時分、中学校では41.8校時分の増加を見込むことができております。また、授業の充実におきましては、グラフ3を御覧ください。「授業がわかる、授業が楽しい」という設問に対して、肯定的な割合が増加しております。

さらに、このような取組を通して、2学期制の定着の度合いにつきましても、グラフ4のように、保護者や教職員の意識の変化が見て取れると思っております。

最後に、前回の御協議の中で、平成22年度に実施したアンケートの中で「子どもと関わる時間が増えたと感じていないというのはどういうことでしょうか。」といった御意見がありました。これにつきましては、検討委員会においても議論されたところでございますが、先ほどの表やグラフからも見えますように、授業時間数の増加や休業前の取組、サマースクールの充実など実際に子どもと関わる時間が増加していることは確かであると考えております。本市での2学期制実施以前より、小中学校において評価方法が目標に準拠した評価、いわゆる絶対評価へと変更され、特に中学校におきましては、夏季休業における学習相談などをさらに工夫し実施している実態があります。しかし、教職員は、授業時間以外は会議やその他さまざまな業務に追われ、ゆとりを持って子どもたちと関わる時間はまだまだ

だ不十分であると感じており、自らが工夫しながら、子どもと関わることを大切にしたいと感じていただけるものと思います。そこで、教育委員会といたしましても、事務量の軽減など学校現場の多忙化解消に向けて、労働環境の整備などを目的として校長会代表や教職員代表の方などで組織する小田原市立学校教職員衛生委員会などで取り組んでいるところでございます。

以上、1月の定例会を受けまして、補足説明をさせていただきました。小田原市の今後の学期制のあり方について、御協議の上、議決していただきますよう、よろしく申し上げます。以上です。

(質 疑)

萩原委員…資料のグラフ4の「2学期制の定着について」という部分を見ても、かなり定着しているようですし、また3学期制に戻すということは考えにくいのかなと思います。よりよい2学期制を実施するために色々と工夫していただければと思いますし、子どもとの関わりはもっと先生たちに努力していただければと思います。

山田委員…3学期制から2学期制にした理由には、授業時間が多く確保できるとか、長いスパンで指導計画が立てられる、先生の事務の軽減が図られるなどがあったと思うのですが、小学校で30.6校時、中学校で41.8校時の授業時間増となったということを伺って、随分と増えたと感じました。日本の風土気候や、子どもたちの夏休みの過ごし方から見ると3学期制が合っているのかなとは思いますが、小田原で2学期制になってから年月が経っておりますので、子どもたち自身は2学期制に慣れているように思います。先生の多忙化にも取り組まれているということですので、よりよい2学期制に向かって行ければ良いと思います。

山口委員…私は自分が3学期制しか経験していませんので、最初の頃は3学期制が良いかなと考えていましたが、2学期制になってから何年も経っていますし、今から元に戻すとなると大変な混乱を招いてしまうので、2学期制を継続することを前提として、どうしたらもっと良く出来るかということを考え

たほうが良いかなと思います。ただ、1つだけお願いがあります。子どもと接する時間が増えたということですが、周りが「接する時間が増えたはずだ」と思うことで、先生が「もっと増やさなければならない」とプレッシャーを感じて、自分の時間を削ってまで子どもと接する時間を増やそうとして、心身に負担をかけ過ぎないように配慮していただければと思います。今、学校の先生が病気になる数がとても増えているとのことですので、そのようなことにならないように、良い制度だと思いますので、もっと生かして行ければ良いと思います。

前田教育長…2年間にわたって、PTAの方にも入っていただき、実態調査も含めて検討をされてきましたので、そこでの結果を尊重したいと考えます。ただ、サマースクールや教育相談に関しては学校間で温度差がありますので、そのあたりは課題として、子どもたちに視点を置いて今後も改善しながらよりよい2学期制にしてもらいたいと思います。教育委員会でサマースクールや教育相談などの良い事例を紹介するなどして、努力をしていただければと思います。

和田委員長…12月の定例会では、小学校で経験された指導主事の意見を聞かせていただいて、それ以降の意見交換会の場では、中学校で経験された指導主事の意見を聞かせていただきました。そういったことから、2学期制がかなり定着しているということを感じました。前回は申し上げたのですが、東京大学が早ければ5年後には秋入学を導入するというという呼びかけに対して、賛同する大学が多いようです。企業もそれに呼応するような形で通年採用の導入を検討するなど、社会全体の動きがそのようになっていることも考えますと、3学期制に戻すということは逆の流れなのかなと感じます。他の委員も仰っていたように、2学期制において、それぞれの取組で工夫されていることをさらに発展させて、より良い教育が実現していくような形が良いと感じます。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(4) 日程第2 議案第3号 小田原市指定史跡名勝天然記念物の指定解除について

(文化財課)

提案理由説明…教育長、文化財課長

前田教育長…それでは、議案第3号「小田原市指定史跡名勝天然記念物の指定解除について」を御説明申し上げます。これは、小田原市指定史跡名勝天然記念物につきまして、1件の指定を解除することについて、議決を求めるものでございます。細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

文化財課長…それでは、議案第3号「小田原市指定史跡名勝天然記念物の指定解除について」、御説明申し上げます。議案第3号の3枚目の文化財保護委員会からの答申書を御覧いただきたいと思っております。

本件につきましては、本市の天然記念物に指定されている「旧アジアセンターODAWARAのホルトノキ」が、ファイトプラズマによるホルトノキ萎黄病のため樹勢が衰退し、2月10日に開催された小田原市文化財保護委員会におきまして、「枯死の状態であると判断できるため、市指定天然記念物の指定を解除することが妥当である」として指定解除が承認され、2月14日付で答申を受けましたので、本教育委員会におきまして、天然記念物の指定解除の議決を求めるものでございます。

議案の4枚目に、参考として付けてございますが、ホルトノキに係る経緯につきまして御説明申し上げます。1の概要にございますが、この木は、当初は7本ございまして、ホルトノキ群として、平成5年に市の天然記念物に指定されました。その後、2の経緯にございまして、平成8年頃から樹勢の衰退、異常症状が目立ち始め、ファイトプラズマによるホルトノキ萎黄病と特定されました。このファイトプラズマは、植物に入り込むと増殖し、主に植物の樹液を供給する師管を冒すことにより、植物に黄化から枯死まで、様々な病害を与える特殊な細菌でございまして、ホルトノキにつきましては、枯死に至るものでございます。このため、平成12年には樹勢回復事業も行いましたが、以後、木が次々に枯死し、現在は1本が残っている状態となっております。この残る1本につきましても樹勢の衰退が進み、平成23年8月には、樹木医から、「葉芽の生育もない末期的

状態であり、枯死判定も検討すべき状態である」との診断があり、9月には、植物を専門とする文化財保護委員から、「2本の幹のうち、1本はすでに枯死しており、もう1本もいずれ枯死する状況で回復は望めない。倒木や大枝の落下による被害を避けるためには指定解除もやむを得ない。」との御意見をいただきました。そして、12月には、わずかに残っていた不定芽も枯れ、樹皮の裂け目が拡大していることを確認したところでございます。

裏面の写真を御覧いただきたいと思います。上段左の写真は、今年の9月に発生しました台風15号の通過前、右が通過後の写真でございます。台風により、かなりの枯れた枝が落下しております。左側の写真の中央やや右がホルトノキでございます。また、下段は、2つに分かれている幹の写真です。左側が南側の幹、右側が北側の幹でございます。南側は、かなり樹皮が剥がれている状態でございます。北側につきましても、写真では見えにくいかと思いますが、樹皮の裂け目が拡大しております。

写真で御覧いただきましたとおり、当該樹木は大樹であり、回りに林等もなく風が直接当たる場所に成育しております。また、隣地には民家もございます。さらに、資料表面の3の特記事項にも記載いたしましたが、当該樹木がある新堀土塁につきましても、暫定的な整備ではございますが安全柵等の最小限の整備を行い、今年3月末から公開する予定でもございます。このような状況から、倒木等により被害を引き起こす危険性があることから、天然記念物指定を解除し、伐採しようとするものでございます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

(質 疑)

山田委員…木の高さはどのくらいなのでしょう。

文化財課長…正確な高さは分かりませんが、15メートルから20メートルの間だと思います。

山口委員…指定解除をした後は伐採するのでしょうか。それとも自然に任せるような形になるのでしょうか。



文化財課長…台風通過の際にも上のほうで枯れた枝が相当数落ちました。幹の部分がそのようなことになっていけませんので、伐採させていただきたいと思えます。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(5) 日程第3 報告第1号 事務の臨時代理の報告(3月補正予算)について

(教育総務課・文化財課)

日程第4 報告第2号 事務の臨時代理の報告(平成24年度当初予算)について  
(教育部・文化部・子ども青少年部)

日程第5 報告第3号 事務の臨時代理の報告(小田原市図書館条例の一部を改正する条例)について (図書館)

提案理由説明…教育長、教育部副部長、図書館長

前田教育長…それでは、報告第1号から報告第3号までの3件の「事務の臨時代理の報告について」を御説明申し上げます。市議会3月定例会に係る、教育委員会関係の「平成23年度3月補正予算」及び、「平成24年度当初予算」並びに「条例議案」について、市長に対し意見の申し出をしました。これは、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第14号に基づく当会議の付議事項であります。急施を要し、会議を開くことができませんでしたので、同規則第4条第1項の規定により、事務を臨時に代理させていただきました。ついては、同条第2項の規定により、御報告するものでございます。細部につきましては、所管課から御説明申し上げます。

教育部副部長…それでは、報告第1号「事務の臨時代理の報告(3月補正予算)について」及び、報告第2号「事務の臨時代理の報告(平成24年度当初予算)について」御説明させていただきます。

まず、「事務の臨時代理の報告(3月補正予算)について」でございます。本件につきましては、1月定例会で概要を御説明させていただきましたの

で、今回は歳出を中心に簡単に御説明させていただきます。資料の1ページを御覧ください。

歳出の小・中学校費、幼稚園費でございますが、今年度の国の第3次補正予算でございます、学校施設環境改善交付金と起債を財源といたしまして、学校施設の安全対策や老朽化対策のため、外壁改修工事、受水槽等改修工事、教室等改修工事を実施したいと考えております。

まず、外壁改修工事でございますが、児童生徒、園児の安全確保のため、小学校3校、中学校1校及び幼稚園2園につきまして、校舎園舎及び屋内運動場の外壁剥落防止工事を行いたいと考えております。

次に、受水槽等改修工事でございますが、東日本大震災を踏まえまして、広域避難所に指定をされております小学校3校及び二次避難施設でございます中学校2校につきまして、緊急時の水を確保するという観点から、耐震性を保有する受水槽及び高架水槽の更新を行いたいと考えております。

次に、教室等改修工事につきましては、矢作小学校につきまして、教室や廊下の老朽化によりまして、躓き等の危険もありますことから、児童の安全確保のため、床の改修工事を行いたいと考えております。なお、いずれの事業につきましても、平成24年度へ繰越しを行い、24年度中に整備を行う予定でございます。

また、昨年12月に匿名希望の方から、下府中小学校、酒匂小学校、富士見小学校及び酒匂中学校への図書費といたしまして、40万円の寄附がございましたので、寄附者の御指定どおり、小中学校に振り分けて計上するものに加え、先日お亡くなりになられました、柏木 文夫元教育長の御遺族の方から、新玉小学校への図書費といたしまして10万円の寄附がございましたので、計上したものでございます。教育部関係は以上でございます。

次に文化部関係といたしましては、歳入の変更のみでございます。小田原城跡御用米曲輪の整備を行っております「本丸・二の丸整備事業」及び、史跡指定地の公有地化を行っております「史跡等用地取得事業」に対する県補助金につきまして、県予算の範囲内で交付額の調整がございまして、交付決定額が予算額を下回りましたので、3月補正において県補助金の減

少分について歳入予算から減額するとともに、この県補助金の減額等に伴い、市債の増額補正を行う予定でございます。以上で報告第1号「事務の臨時代理の報告（3月補正予算）について」の説明を終わらせていただきます。

続きまして報告第2号「事務の臨時代理の報告（平成24年度当初予算）について」を御説明申し上げます。この予算案につきましては、2月16日に開会されました市議会に提出され、3月23日に議会の議決を受けて正式な予算となる運びでございます。

まず、小田原市全体の予算編成の基本的な考えについて御説明させていただきます。非常に厳しい財政状況の中、平成23年4月にスタートいたしました「おだわらTRYプラン」に決めました将来都市像の実現に向け、市民生活に必要なサービスの維持を図りながら、総合計画に位置付けた諸事業や、いのちや暮らしを守るための施策を着実に進めるため、「先導的施策への積極的な予算配分」、「民間／市民の力を育てる予算」、「既存施設・設備の維持保全及び更新への注力」、「懸案解決への果敢な投資」、「東日本大震災を踏まえた新たな課題への対応」の5つの基本方針に基づき予算化したものでございます。これは、新総合計画の「市民の力で未来を拓く希望のまち」を作るための条件であり、まちづくりの目標として「いのちを大切にす小田原」という中に子育てや教育の部分が入っております。また、「希望と活力あふれる小田原」という中に歴史や文化、特に社会教育の部分が入っております。このように教育委員会の中で、総合計画に合わせた予算としているところでございます。一般会計では、総額で584億円となり、前年度比較で2億円の増となっております。予算全体では、1,359億6,183万8千円、前年度比較で約7億5000万円余の減額で、対前年度伸率は0.55%減となっております。

それでは、教育費について御説明いたしますので、資料の「平成24年度当初予算要求概要《教育費関係》」をお開きいただき、1ページ目の「平成24年度教育費予算総括表」を御覧ください。なお、この資料は教育費全体を掲載したものとなっておりますことから、今年度から市長権限となったものも含んでおります。それにつきましては報告案件には含めません

ので、御承知おきいただきたいと存じます。左下端に「総合計」の金額がございしますが、57億8,535万9千円を計上いたしております。平成23年度予算に比べ8億3,002万6千円の増額、率にいたしまして約16.8%の増となっております。一般会計全体の構成比に占める割合は、昨年度8.51%でしたが、今年度9.91%となっております。各項目の主な事業の内容につきましては、次のページ以降のとおりでございますが、こちらにつきましても1月定例会の協議事項で主な概要について既に御説明させていただいておりますので、事業内容等の詳細の説明は省略させていただきたいと思っております。以上で、報告第2号「事務の臨時代理の報告(平成24年度当初予算)について」の説明を終わらせていただきます。

図書館長…続きまして、報告第3号「事務の臨時代理の報告(小田原市図書館条例の一部を改正する条例)について」御説明申し上げます。この件につきましては、去る教育委員会1月定例会の協議事項の中で概要を説明させていただきましたが、小田原市図書館条例の一部を改正する条例について、市議会3月定例会に上程いたしましたので御報告させていただきます。お手元の資料の2枚目を御覧ください。

小田原市図書館条例は、図書館法に基づきまして、公立図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定めるため、昭和34年に制定されたものでございます。この条例第5条及び第6条におきまして、図書館法第14条の規定により、図書館に図書館協議会を置くこととし、定数・任期ほかについて定めるとともに、同条例の規定に基づき、小田原市図書館協議会規則におきまして必要な事項を別に定めているところでございます。

平成23年8月30日に公布されました、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる「第二次一括法」でございますが、これによりまして、図書館法第15条及び第16条が改正され、平成24年4月1日に施行されることとなりました。改正後の図書館法第16条の規定により、図書館協議会の委員の任命基準については、文部科学省令で定める基準を参酌し、条例で定めることとなりましたことから、小田原市図書館条例の一部を改正するものです。改正の内容といたしましては、文部科学省令に定める任命基準を参

酌するとともに、平成24年1月1日に施行されました、小田原市自治基本条例第16条(市政参加)の主旨を踏まえまして、「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者」に「市民」を加えまして、小田原市図書館条例第6条に規定しようとするものです。以上で、「事務の臨時代理の報告(小田原市図書館条例の一部を改正する条例)について」の報告を終わらせていただきます。

(質 疑)

山田委員…図書館協議会委員の改正後の任命基準について、資料に(1)から(5)まで載っておりますが、これは(1)から(5)までに当てはまる方を満遍なくそれぞれ選ぶのか、それともどこかに当てはまればよいのでしょうか。

図書館長…任命基準に該当する方をそれぞれ選出しております。ただいまの人数が8名でございます、(1)から(5)まで満遍なく選んでおります。

山田委員…図書館協議会は具体的にどのような活動をされているのでしょうか。

図書館長…今期は第29期になりますが、館長の諮問機関という位置付けでございます。今回は「今後の図書館のあり方」について諮問させていただき、答申を作成していただいているところでございます。

(その他質疑・意見等なし)

(6) 協議事項 (1) 三の丸小学校プール用水の流出事故への対応について

(教育総務課)

教育部副部長…それでは、「三の丸小学校プール用水の流出事故への対応について」御説明いたします。お手元の資料1を御覧ください。

はじめに、事故の概要について改めて御説明させていただきたいと思っております。昨年12月に、三の丸小学校の屋内プールにおきまして、10日間に渡って、給水状態のまま排水を行ったため、約6,000立方メートル、水道料金と下水道使用料併せまして約300万円相当の水を流出してしま

いました。

原因については、給水管が開いてしまっていることを確認せずに排水を行ったこと。排水後の十分な確認と排水管を閉める作業を怠ったこと。日直が毎日巡回しているにもかかわらず、窓越しに確認するのみでプールの水が出ていることに気が付くのが遅れたことなど、いずれも人為的なミスにあったと断定いたしました。

次に、誤って流出させてしまった水道水の水道料金及び下水道使用料についての損害賠償に対する教育委員会の基本的な考え方でございますが、市顧問弁護士の見解や他自治体の類似事例を参考に検討を行った結果、操作マニュアルに記載された手順に従って操作を行っていただければ防ぐことができた事故であったにもかかわらず、いくつものミスを重ね、結果、大量のプール用水を流出させてしまったことから、今回の事例における過失は重いものと判断し、通常どおり全額を市費で賄うことは、適切ではないと判断しているところでございます。

また、三の丸小学校の校務分掌やプール運営規定、管理規則などによりまして、プールの管理及び機械操作は体育主任の職務の一つであり、当該職員のこれまでの勤務実績からも、例えば、プールの操作の経験が浅かったなど、責任の軽減を斟酌できるような特別な事由も認められませんでした。しかしながら、教育委員会にも施設管理上の責任はございます。公平性の原則、信義則、社会通念に照らして、損害の全てについて賠償を求めるとも適切ではないと判断いたしまして、損害額の2分の1の賠償を求めるとおっしゃりたいと考えております。また、校長は「小田原市小学校及び中学校の管理運営に関する規則」によりまして、施設及び設備について総括的な責任を有するとともに、教頭は、校長を補佐するとともに、操作を行いました体育主任の直属の上司であることから、賠償責任を負うことは免れないものと考えまして、体育主任のほか、校長、教頭の3人に賠償を求めたいと考えているところでございます。

次に、賠償額の算定の根拠でございますが、12月、1月の利用量7,320立方メートルと過去5カ年の同時期の平均利用量でございます1,194立方メートルとの差6,126立方メートルを損害水量といたしま

して、現行の料金単価により算出した302万5,494円について、万円以下を切り捨て、300万円を賠償の対象とし、その2分の1を賠償額といたしたものであります。本日、教育委員の皆様にご改めて御協議いただきまして、一定の方向性をお決めいただきましたら、その後、市長決裁等の内部手続きを経た上で、最終的に決定してまいりたいと考えているところでございます。

最後に、再発防止への対応でございますが、教育委員会といたしましては、今回の案件を大変重く受け止め、小中学校長会において、事故の概要説明及び注意喚起を行うとともに、各小中学校あてに文書により施設管理の徹底について指導を行ったところでございます。また、各小中学校におけるプールの使用時の状況を確認するとともに、来年度以降のプールの使用に際しましては、プール管理記録の作成などを義務付けたいと考えているところでございます。三の丸小学校でも、独自に全職員を集め、教育公務員としての自覚と責任及び危機管理について認識を新たにするとともに、日直が巡回する際のチェックリストを作成いたしまして、プールに限らず、施設管理の徹底を図るなどしているところでございます。

なお、本日、市議会厚生文教常任委員会が開催されました。教育委員会定例会の前ではありましたが、今年度最終の常任委員会でありましたことから、本件につきまして同様の報告をさせていただきました。以上でございます。

#### (質 疑)

萩原委員…この件と類似した事故は今までもあったのでしょうか。

教育部副部長…これまでも、台風などで屋外プールに木の葉が大量に入り込んだため、あえて水を大量に流して清潔を保つただとか、ビオトープのような施設で水を若干使い過ぎたなどということはあったようですが、今回のような大規模な事故は初めてであると認識しております。

山口委員…以前にも聞いたと思うのですが、12月にプールの排水を行った理由を再度教えてください。

教育部副部長…通常ですと9月にプールの授業が終わり、そこで水を抜くのですが、今回の件に限っては、その後に生活科の授業でプールを使用する予定があったことから、排水をせずにそのままにしていたということです。12月に入りまして、体育主任が生活科の授業で使用することがないということを確認した上で、同僚職員と共に排水作業を行ったと聞いております。

山田委員…負担額ですが、全部を市の税金で賄うということは、市民感情からも難しいと思うのですが、2分の1の150万円というのは妥当なものなのでしょうか。根拠があれば教えていただきたいと思います。

教育部副部長…損害賠償請求額を2分の1とした理由でございますが、今回の事故は操作マニュアルに定められた手順を逸脱して、いくつかのミスを重ねており、その結果、このような事故が生じたということから、過失の程度は重かったと判断しております。また、プールの操作は体育主任の本来の業務の1つであると考えておりますし、当該教諭は三の丸小学校に赴任して5年目ということでございますので、操作に不慣れであったということは言えないと思います。ただ、正当な職務上のミスということでございますので、全てを賠償の対象とするのも、使用者と従業員の関係のように、公平性の原則や信義則などに照らし合わせると適切ではないと判断いたしまして、顧問弁護士の意見や他市の類似事例も考慮しながら、2分の1とさせていただいたところでございます。

和田委員長…顧問弁護士の助言もあったようですが、2分の1ということについて、委員の皆さんから何かございますか。

山口委員…難しいですね。施設管理上の責任が教育委員会にあるということも、言われればそうだと思うのですが、例えば、会社の車を運転していた従業員が事故を起こした場合には、会社も責任を一緒に負うものなのでしょうか。話が全然違うのかもしれませんが。

教育部副部長…一般的に交通事故の場合は、使用者責任と申しまして、その従業員を雇っていた雇用主がまず責任を負うということになります。その後、会社が本人に対して、求償権をどのように行使するのかということ、公平性の原則や信義則に照らし合わせてということになります。やはり、全てを従業員に負担させるということになりますと、労働者は安心して働くことが



出来ないということもありますので、過失や損害の状況、保険加入の有無なども勘案して、最終的には雇用主が判断することになります。

山田委員…損害額が300万円という大変な額ですが、今までに市内の学校において、このような学校が補償するような大きな事故はあったのでしょうか。

教育部副部長…先ほどもプール用水の流出に關したお話しはしましたが、それ以外の事例も含めて、過去に教職員に賠償責任を求めた事例はなかったと理解しています。

和田委員長…先ほどの説明の中で、本日、厚生文教常任委員会が開かれたということでしたが、その中ではどのような意見が出たのでしょうか。

教育部副部長…本日開かれた厚生文教常任委員会において、各委員から様々な意見をいただきました。その中では、「実際に作業にあたった体育主任に対して責任を負わせるのはどうなのか」といった御意見や、「校長や教頭などの管理職の責任はどうなのか」、「これが先例になる可能性があるので、慎重に対応すべきである」等の意見をいただいております。

和田委員長…そのような意見も参考にしながら、各委員のお考えを述べていただきたいと思いますのですが、賠償を求める対象者が体育主任、校長、教頭となっておりますが、例えば2分の1の賠償額を3等分するのか、管理職が多めに負担するのかなど、細かな内容についてはいかがでしょうか。

萩原委員…私は150万円を3等分というのは体育主任に対してかわいそうかなと思うのですが、学校の責任も重いと思うので、教育委員会で均等割などと決めるよりも、150万円の配分をどうするのかを学校側に任せてはどうかと思います。

和田委員長…萩原委員から、教育委員会で機械的に決めるのではなく、学校に決めさせてはどうかという意見がございましたが、そのようなことも実際に可能なのでしょうか。

教育部副部長…先ほどの説明の中で150万円を体育主任、校長、教頭の3等分するという話をしたかと思うのですが、どのような負担をするかにつきましては学校側と協議する余地はまだあろうかと思っておりますので、もしそのような御意見であれば、改めて学校側と協議をしたいと思っております。

和田委員長…職場の人間関係や信頼関係などもあるとは思っておりますので、そのあたりも考

慮した上で、現場で決めていただくというのも1つの手かなと思います。

山口委員…私は逆に、過失割合ということも考えなければならぬと思います。体育主任ということで、主任となるということは、それなりの責任を伴うことは当然の話だと思います。責務を負うということはそれだけの責任感を持っていなければならないということですし、逆に体育主任が多くて、残りの2人を少なくしても良いのかなと思います。年齢は関係なく、立場で決めるべきだと思います。

和田委員長…直接の現場責任者である体育主任の責任は大きいという意見だと思います。

前田教育長…山口委員から非常に厳しい御意見をいただきまして、なるほどと思いました。私も色々迷っているところがありまして、150万円という負担は大きいと思うのですが、これを税金で賄うということにしますと、それが前例となって、公務員や教職員はミスをしてでも賠償責任を負わなくても良いという例を作ってしまう可能性があると思います。事務局職員も顧問弁護士や学校と意見交換を重ねて一定の方向性を導き出して来られたということですので、厳しい判断ですが仕方ないと思います。

ただ、萩原委員も仰ったように、割合などについては若干の修正が出来るのかなと思ひまして提案するのですが、体育主任は若いので、責任に年齢は関係ないとは思いますが、教職員の50%近くを占める20代・30代の教職員の今後のモチベーションを下げないためにも、校長や教頭はともかく、もしよろしければ私が50万円を負担するという方法はいかがでしょうか。私は教育長として、いつも現場の心や現場主義ということを行っていますので、教職員にあれだけ学校運営をしていただいていることをいつも感謝しています。このような時に信頼や期待を裏切らないように、誠意を持って判断することは大事なかなと思います。法の道理は分かりませんが、私は人の道理、情けで考えて行きたいと思います。結論としては校長、教頭、私で50万円ずつを負担するという方法はいかがでしょうか。

和田委員長…教育長は教育委員会の人間ですよ。対して、校長、教頭は現場の直接の管理職です。そのあたりはいかがなのでしょう。

前田教育長…そこも悩んだところです。確かに直接は関係ないのかも知れませんが、教育長という立場で考えると、学校運営なども常に教育長命令や教育長案を

もとに動いています。そのようなことは不可能なのでしょうか。

教育部副部長…教育長の心情は十分に察するところではございますが、法律論から言いますと中々割り切れないところもございます。ただ、我々も全部を法律論で整理しようと思っているわけでもございませんので、学校の考え方なども尊重してまいりたいと思っています。賠償額の150万円という部分につきましては御理解いただけるのであればそのままにして、教育長の御提案も踏まえまして、改めて負担割合につきましては学校と協議させていただければと思います。

山田委員…教育長も色々とお考えになっていることはあろうかとは思いますが、体育主任が全く負担をしないとなると、本人がかえって心を痛めるのではないかと思います。額は分かりませんが、ある程度の責任もございますので、負担していただいた方が良いのではないのでしょうか。

和田委員長…体育主任は若いということですが、何歳くらいの方でしょうか。

教育部副部長…30代後半の男性職員ということです。

和田委員長…今、就労の世界では39歳までを若者といいますので、社会状況から言うと、保護すべき年齢なのかなという気もします。ただ、山口委員や山田委員の意見のように、きちんと責任は取るべきだということもありますし、萩原委員の意見のように、学校の中で考えてもらっても良いのではということもあります。人は職場の中で仕事をしながら、さらに育って行かなければならないので、若い人を育てる機能というのは職場にもあってしかるべきだと思います。そのあたりを考慮して、学校とよく協議して案分を決めていただきたいと思います。

教育部長…教育長のお気持ちを確認させていただきたいのですが、この150万円というものを学校側に求めるということではなくて、その内の3分の1を教育長に求めるということでしょうか。それとも、委員の皆様の意見を伺いまして、基本的には体育主任の責任は重いということもありますので、3人の割合は改めて相談していただくとしても、150万円を学校側に求めた上で、教育長のお気持ちとして体育主任の分をご自分が負担されたいということなのではないでしょうか。

前田教育長…私の負担を引いた額を校長、教頭に求めるというわけにはいかないのですし

ようね。山田委員の意見を受けまして、結果的に体育主任の負担がゼロではないにしても5, 6万円として、50万円からそれを引いた額を私が負担するという形になれば良いなと思うのですが。

教育部長…基本的に教育委員会は市に2分の1の負担をいただきたいという姿勢で良いのでしょうか。残りの2分の1を学校に負担いただきたい訳ですが、そのバックアップを教育長がされるということでしょうか。市は教育長に対して50万円求めるということは、責任の所在などを考えますと、どうなのかなと感じます。

前田教育長…手続き上、やりにくいところもあると思いますので、バックアップするという形で良いです。

教育部長…そうしますと、2分の1の150万円を学校側に賠償を求めるという基本的な考え方はよろしいのでしょうか。

和田委員長…教育長の気持ちは分かりますが、また1つ問題解決が複雑になってしまうような気がしますので、2分の1は市で、残りの2分の1は現場でという最初の線引きのところは揃えていただいて、中身については学校現場と協議をしながら決めていただくということでいかがでしょうか。他に委員から付け加えることはございますか。

無いようですので、各委員の意見は最初に事務局から説明のありましたように、2分の1の賠償を学校に求め、それをどのように負担するかは学校現場とよく調整をしながら決めていくということで教育委員の意見としたいと思います。

(その他質疑・意見等なし)

(7) 報告事項 (1) 史跡小田原城跡三の丸外郭新堀土塁(旧アジアセンター)の暫定整備について (文化財課)

文化財課長…それでは、報告事項(1)「史跡小田原城跡三の丸外郭新堀土塁(旧アジアセンター)の暫定整備について」御説明いたします。資料2を御覧ください。

史跡小田原城跡三の丸外郭新堀土塁用地につきましては、これは旧アジ

アセンターですが、平成20年2月に史跡用地として国庫補助を得て公有地化を行い、現在は文化財課が管理しております。これは先ほど天然記念物の指定解除の議案で御説明いたしましたホルトノキがある場所でございます。

現状では、旧アジアセンターの建物があった場所は大きく削られており、安全面の問題等から、史跡整備を行うまでの間は、開放はしないこととしておりました。しかし、史跡整備を行うにはまだ時間がかかるのに対し、この場所が、相模湾や石垣山一夜城が一望できるなど眺望が素晴らしいこと、清閑亭土塁から続く三の丸外郭の史跡巡りや、清閑亭から板橋地区の別邸巡りにもつながるルート上にあり、回遊性を高めるために重要であること、また、芝生などがあり、憩いの空間ともなることなどから、安全を確保するための最低限の暫定整備工事を行い、史跡公園として市民の皆さんに開放することとしました。これにより、市民や観光客などがこの場所を訪れ、憩うことができるようになるとともに、南東側の小田原女子短期大学側と北西側の城南中学校側との通り抜けができるようになり、回遊性が高まることとなります。

暫定整備工事の内容といたしましては、安全の確保や誘導のためのロープ柵の設置、崩れた法面の保護、車止めの設置などを行います。詳しくは、資料の裏面に整備概要を載せてございます。資料で太い矢印で示させていただいた場所が通行できるルートとなります。点線で示した部分が安全を考慮してロープ柵などを設置していく部分になります。開放は3月24日の土曜日からを考えております。なお、開放する時間は日中のみで、夜間は施錠する予定でございます。また、同日に開放の周知を目的として、三の丸外郭新堀土塁や清閑亭土塁、小峯御鐘ノ台大堀切などを巡る散策ツアーを開催いたします。説明は以上でございます。

(質 疑)

萩原委員…アジアセンターのあった場所は眺めがとても良い場所でありましたので、ここがどのようになるのかとずっと気になっていました。開放していただ

けるということで嬉しい思いです。

山口委員…この場所までのアクセスは、バスもあまりないですし、便利ではないと思うのですが、高齢者などの歩くことが大変な方への配慮はありますでしょうか。清閑亭の周りも車を止められないですし、競輪開催中はますます止められなくなってしまいます。これだけスペースがありますので、広場ではない場所を駐車場にするなどといったことは将来的には考えられないのでしょうか。

文化財課長…三の丸外郭新堀土塁は史跡ですので、中に駐車場を設置するという事は国でも中々認められないという状況でございます。ただ、将来的にはこの用地の中に情報提供を行うような施設の整備なども構想としてはありますので、それらが具体化する際には駐車場の整備なども考えられないかを検討していきたいと思っております。現状では、暫定整備の段階で駐車場を整備するという事は、国にも中々認めていただけないと考えておりますが、周辺住民の方からもそのような御意見をいただいておりますので、課題として検討して行きたいと思っております。

和田委員長…萩原委員から、景観が素晴らしいとの御意見をいただきました。3月24日の午前10時から開放されるとのことですので、委員の皆様には是非足を運んでいただければと思います。

(その他質疑・意見等なし)

(8) 報告事項 (2) 早川石丁場群の暫定整備について (文化財課)

文化財課長…それでは、報告事項(2)「早川石丁場群の暫定整備について」御説明いたします。資料3を御覧ください。

1の概要でございますが、市内には石垣山一夜城の西方の早川地域から石橋地域にかけて、江戸城普請のための石が切り出されたところと考えられているものが点在してございまして、その内、資料の下の図にございませぬ、広域農道小田原湯河原線、現在の市道2390の整備工事に際し、発掘調査が実施された場所につきましては、道路を、橋をかける工法に変更することにより保存された場所でございます。

資料の裏面の写真を御覧いただきたいと思います。現状の写真でございますが、手前の大石の端に石を切り出したときの矢穴が、これは矢を打ち込んだ際の切れ目ですが、きれいに残っております。また、この写真でははっきり写っておりませんが、他の石にもこうした跡が残されており、そこから切り出したということが良く分かるような場所になってございます。市では、この場所を暫定的に整備し、散策できるように開放していくこととして、工事を行っているところでございます。

資料の表面を御覧いただき、2の整備内容でございますが、歩道部分から遺構への階段を設置するとともに、安全に遺跡を見学するための通路や転落防止柵を設けるほか、保存された石丁場を間近で観察できるための観覧台や、石丁場の概要を解説した説明板を設置いたします。整備概要図は、資料の裏面に載せてございますので御覧いただきたいと思います。この整備は3月下旬に終えまして、3月25日には、生命の星地球博物館から早川石丁場・石垣山一夜城までを歩いて見学する見学会を開催し、開放していく予定でございます。

なお、4の今後でございますが、文化庁から、江戸城の石切石丁場が確認されている静岡県熱海市や伊東市などと一体で国指定史跡として価値があるとの評価をいただいております。これらの市などと連携しながら、国史跡指定をめざして調査等を進めていきたいと考えております。説明は以上でございます。

#### (質 疑)

萩原委員…生命の星地球博物館に遊びに行ったときに、石丁場群まで足を運ぶという1つのコースが出来たことで、楽しみが増えてとても良いと思います。

和田委員長…これについても3月25日に見学会が開催されるとのことですので、委員の皆様には是非足を運んでいただければと思います。

#### (その他質疑・意見等なし)

(9) 報告事項 (3) 小田原文学館南門の復旧について (図書館)

図書館長…それでは、報告事項(3)「小田原文学館南門の復旧について」御報告させていただきます。資料4を御覧いただきたいと思います。

去る平成23年3月11日に発生いたしました東日本大震災では、本市におきましても大きな揺れに見舞われ、小田原文学館の南側入口にございます木造の門が倒壊いたしましたものでございます。資料下の2枚の写真は倒壊直後のものでありますが、道路側にはほぼそのままの形で倒れまして、屋根瓦が路上に散乱し、通行できない状況でありました。倒壊後は、直ちに瓦の撤去及び門の敷地内への移動を行いまして、人の出入りを制限し安全を確保するとともに、復旧に備え、門の部材をブルーシートで覆い保全を図ったものでございます。その後、余震等の地震活動が沈静化するまで一定の期間を置きつつ、復旧に際しての耐震性の検討などを加え、復旧を進めてまいりました。本来であれば先週末には復旧工事を完了する予定でありましたが、雨や雪の影響で度々中断を余儀なくされまして、現時点では門の立ち上げが完了し、屋根の葺き替えも終了しております。来館者及び近隣の皆様には、長らく御不便をお掛けしておりますが、瓦屋根を鋼板葺きにいたしまして、荷重負担の軽減を図り、和風庭園入口の趣は保ちながらも安全性に配慮した門として、近日中の完全復旧を目指しているところでございます。以上で小田原文学館南門の復旧についての御報告を終わらせていただきます。

(質 疑)

和田委員長…震災でこのように倒れるほどの被害があったとは知りませんでした。余談ですが、建築家の話によりますと、何遍も揺れが来ると、ボルトで締めてあるところが少しずつ緩むそうです。ですので、建築当初の耐震基準よりもはるかに弱くなっているということです。また、壁で塞がれているので、検査も出来ないとのこと。ちなみに我が家の場合は建築当初からボルトが5mmずれていました。



(その他質疑・意見等なし)

(10) その他 (1) 小田原市文化振興ビジョン(案)に対する市民意見の募集について (文化政策課)

文化芸術担当課長…それでは、私から「小田原市文化振興ビジョン(案)に対する市民意見の募集について」御説明させていただきます。お手元の資料5「小田原市文化振興ビジョン(案)に対する市民意見の募集について」を御覧ください。

本市では、文化振興の指針となる文化振興ビジョンを今年度末までに策定する予定で、昨年8月に設置した同策定検討委員会で計5回の会議を開催し、検討を重ねてまいりましたが、この度、案がまとまりましたので、市民意見の募集、いわゆるパブリックコメントを実施するものです。意見の募集期間は、すでにスタートしておりますが、2月15日から3月15日までの30日間です。周知方法につきましては、おだわらいふ2月15日号及び、市のホームページに掲載し、また各支所、連絡所、市民会館、生涯学習センターけやき等に案と意見記入用紙を置いて周知を図っております。提出は、文化政策課に直接、または、郵送、ファクシミリ、電子メール、及び市のホームページの専用投稿フォームで受け付けます。いただいた御意見については、個別には回答いたしません。結果と御意見に対する考え方を、ホームページで公開する予定であります。

続いて、文化振興ビジョン(案)の概要について御説明いたします。資料2ページの「文化振興ビジョンの体系」を御覧ください。案では、文化振興の目的を「希望と幸福感を持って暮らすことができるまち」を作ることとして、そこに暮らす「人」という視点から、「互いを認め合う『絆』社会」、「まち」という視点から、「小田原という『都市ブランド』」を、その具体的な将来像として目指していくこととしました。この将来都市像を実現するため、小田原の宝を活かし、伸ばすことで際立ってくる、小田原らしい文化として「暮らしとともにある文化」、「伝統と革新が息づく文化」、「多様さを生かしあう文化」という3つの方向性を立て、その実現を阻んでいる課題を解決するための取組として、「芸術文化を身近なものにする」、

「志ある人を育てる」、「まちの魅力を磨く」、「小田原を発信する」という4つの施策の方針と、それぞれの取組を挙げています。

続いて、資料3ページの「小田原市文化振興ビジョン概念図」を御覧ください。これは、次の資料「小田原市文化振興ビジョン（案）」の序章から第3章までの叙述を図で示したものです。序章は、「なぜ、今、文化振興が必要か」という文化全般にかかるまとめで、次の章からが小田原の文化振興についてとなり、第1章で小田原らしい文化振興はどういうものか、第2章でその課題と取組、第3章で、これからの推進体制について述べています。詳しくは、本編をお読みいただきたいと存じますが、まとめた言い方をいたしますと、「小田原がもともと有していた宝、地域資産を、文化によって育まれる創造性によって付加価値を高めて発信していく、その魅力で人やお金を小田原に呼び込むとともに、文化を創り上げていく過程で人間的にも成長し、人とつながりあうことができる人になる」という考えが土台となっており、その実現のためには、行政と市民、専門家が一緒になって継続して検討する場が必要であるという提言でまとめられております。

最後になりますが、市民意見募集後は、いただいた御意見や、別に庁内の各部局にも照会しておりますので、その意見なども加味しながら成案としてまとめまして、3月中の策定を目指しております。また、3月20日に市民ホール基本計画と合同でシンポジウムを開催し、周知などを図っていきたいと考えております。

以上をもちまして、「小田原市文化振興ビジョン（案）」に対する市民意見の募集について」の説明とさせていただきます。

(質 疑)

山田委員…素晴らしいことが書いてあり、とても感動したのですが、これはどなたが原案を作成したのでしょうか。また、序章の「文化とは何か」といった部分で、「音楽や演劇、美術等で表現される芸術文化」とありますが、「文学」は入らないのでしょうか。

文化芸術担当課長…ありがとうございます。文学も重要な小田原市の文化資産だと感じ

ておりますが、列記する時に全てを挙げることはできませんでした。文化芸術振興基本法などでも、例えば能や茶道なども挙げてあるのですが、そこまで挙げることは出来ませんでしたので、一般的に「芸術」といった場合に、人が思い浮かべるような事例として載せさせていただきました。

山田委員…先日、松永記念館で長谷川湊次郎の展覧会が開催されましたが、行政と市民と専門家が1つになって成功した例だと思いますので、このビジョンのように色々となさっていただけたら素晴らしいと思いました。

山口委員…パブリックコメントを実施する際に、この案を各支所などに置くとのことですが、ビジョンの体系図や概念図も一緒に置かれるのでしょうか。

文化芸術担当課長…体系図は併せて設置しております。また、ホームページ上でも見られるようになっております。概念図については、今回説明用としてお示ししたものです。

山口委員…概念図を見て、コミュニティやアイデンティティなどの意味がよく分かりませんでした。案を見ると、後ろに用語説明があり、分かったのですが、色々な年齢の方が見られることを考えると、概念図などもあまり片仮名を増やさないほうが良いのかなと少し思いました。

文化芸術担当課長…出来るだけ易しい言葉で記入しなければならないということは分かっているのですが、中々、概念の言葉を置き換えることが難しいものもございまして、また、用語説明を読んでいただくことで、より深い理解に繋がるのかなということもありますので、そのような形にさせていただきましたが、人前で語る時には、出来るだけ易しい言葉や分かりやすい言葉で説明していきたいと思えます。

萩原委員…このビジョンは実現して行くと、小田原のブランドイメージをもっとアピール出来るのではないかと思いますので、是非とも実現させて欲しいと思えます、期待しています。

和田委員長…この件に関しまして、文化部長から補足などはありますでしょうか。

文化部長…皆様から期待や御意見をいただき、ありがとうございました。これまでも文化に関する取組というものは、小田原でもして来なかった訳ではないのですが、財政状況の悪化など様々な要因により、文化に関する取組が少し低下して来たところもあると思えます。新しい総合計画がスタートして2

年目に入るところですし、あるいは市民ホールの建設の準備として、基本計画が策定され、来年度はもう少し具体的な取組に入ってまいりますので、それに向けてさらに弾みをつける意味でも、文化振興ビジョンを策定させていただくところです。

特に私たちが意識しているところは、文化の問題は限られた特定の人たちの問題ではなくて、全ての人に関わりのある問題として取り組んでまいりたいと思っています。その上で行政は、文化に対する意識の持ち方もそのようなのですが、縦割りではなくて横に繋がって、市民の活動に対して様々な支援をしていくことで、市民の文化振興が後方支援できると考えております。このビジョンの中にもいくつか論点はございますが、特に今、個人的にも職場の中でも意識して取り組んで行きたいと思っているのがその2つのことだと思っています。先ほど山田委員からございましたように、市民との協同の部分をきちんとやっていく上でも、文化振興ビジョンの中で書かれていることは大切に取り組んでいかなければならないと考えておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

(その他質疑・意見等なし)

(11) その他 (2) 神奈川県西部地域若者サポートステーション事業について

(青少年課)

子ども青少年部副部長…それでは、私から「神奈川県西部地域若者サポートステーション事業について」御説明させていただきますので、資料6を御覧いただきたいと思ひます。

若者サポートステーション事業につきまして、情報提供という形でお示しさせていただきました。資料にもございますが、地域若者サポートステーション事業につきましては、若者が職業的自立に向けて抱える様々な問題を地域全体で支えていくという観点から、厚生労働省と地方自治体の協働によりまして、地域の若者支援機関からなりますネットワークを構築しまして、これを活用して若者の自立を支援していく取組を一層進めていくために設置するものでございます。この事業を平成24年度に受けまして、

神奈川県が資料の4にございます連携市町村等と一緒にあって、事業を進めていくという予定でございます。そもそもこの事業は厚生労働省が行っている事業でございまして、24年度に向けて、県が国からの委託を受けるために手を挙げている状態です。最終的な実施自治体などは3月末にならないと決まらない状況ですが、このような取組があるということで今回、情報提供させていただきました。また、細かな部分が決まりましたら改めて御報告させていただきたいと思っております。以上で説明を終わります。

(質 疑)

和田委員長…私から今の説明に補足するような形で説明させていただきます。これは厚生労働省の事業ですが、実は内閣府が青少年の自立ということにトータルで取り組んでおりまして、私も内閣府のフォーラム等によく参加しています。月末も松山市で開催されるフォーラムに出かけていくのですが、国の若者サポートステーションは全国で100箇所が既にあり、神奈川県内でも政令指定都市で4箇所あります。実は鎌倉市にもあるのですが、それは横浜市が予算を出して運営されているサポートステーションで、県が直接運用に関わっているところはありません。今回、県央・県西地域が空白地域なものですから、県と一緒にこの地域にサポートステーションを作ったかどうかというようなことで、先行して神奈川県が委託事業として予算を出しておりまして、準備が進んでおります。今日も県の部長が同行して、県会議員の方々が視察に見えておりましたが、21市町村の連携という部分で、行政の枠を超えて若者支援をしようというような全く新しい取組になります。1月27日に準備室として開設いたしました。既に資料に挙がっているほとんどの市町村からは若者の問い合わせが入って来ております。皆さんも御存知のように今年の大学卒業生の就職内定率が72%です。3割くらいの方が就職したくても出来ないという状況下にありますので、これは引きこもりの人たちの就労支援というよりも、元気な若者に対するものになります。この要因には色々なミスマッチが起こっていると言われておりますが、地域の中小企業にそのような人たちを何らかの形で繋げてい

くということが主な仕事だと思います。中小企業はハローワークに求人を出すと、先日も3人募集のところから100人を超える応募があったとのことで、どうやって選考して良いのか分からなく、小さな事業所では選考にそれだけの労力を費やせないという事情もあり、今、就職活動というものは若者にとって大変な時になっています。そういった意味で、地域にこのようなサポートステーションが出来れば良いのではないかとということで、県と一緒に国に申請をしているところです。中々、広域の連携でしか若者を救うことが出来ないものですから、是非、小田原市も一翼を担っていただきたいと思います。

(その他質疑・意見等なし)

#### (12) 委員長閉会宣言

平成24年3月22日

委 員 長

署名委員（萩原委員）

署名委員（山口委員）